

1 南阿蘇西小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは、全ての子どもに関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

そのためには、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していくプロセスの中で、そこに関わる児童の人間的な成長を期して行われなければならない。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、いじめとは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

と定義されている。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造から発生する問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

2 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするため、本校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容

や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

3 いじめ防止等対策委員会⇒（教育委員会）村いじめ問題対策連絡協議会⇒村いじめ問題対策委員会

【構 成 員】	校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、人権教育主任、保健主事
【関係機関等】	P T A 役員（三役）、学校運営協議会運営委員 教育委員会、主任児童委員、健康福祉課、S C、S S W、児童相談所など

4 学校における取組

（1）いじめ防止のための取組

① いじめについての共通理解

- ア 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、「心のきずなを深める月間」等で、全校児童を対象に、いじめに関する講話等を行う。
- イ 年間を通じて、適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 児童会を通じて児童が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。
- イ いじめ防止等に向け、教職員、児童の人権意識を高める活動等の充実を図る。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 自分がいやな事は、人にしない。○ 困っている人を、進んで助ける。○ 人にも物にも、思いやりの心を持つ。○ みんなが心をつなげて、明るく楽しい学校をつくる。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ウ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
- エ さまざまな体験活動と読書活動の充実を図る。
- オ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。
- カ 教育活動全体を通して、人間関係を深めるなど社会的な態度を育成する。

③ いじめが起きにくい集団の育成

- ア 一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりと学級集団づくりを推進する。
- イ 一人一人が活躍できる場を設定する。
- ウ 異年齢集団活動で、人間関係力を育成する。（登校班、縦割り掃除、児童会活動）
- エ ストレスや「怒り」に対して適切に対処できる力を育む。
- オ 特別支援学級との交流教育を通して、共生の教育を推進する。
- カ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう P T A 活動を推進する。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ア すべての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思えるように自己肯定感を高める。（居場所と出番のある学校、ボランティア活動等）

（2）いじめの早期発見の取組

- ① 定期的な「さくらアンケート」や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。
- ② 保護者用に「いじめのチェックリスト」を配布し、児童の心のサインを把握する。
- ③ いじめについて児童や保護者が、学校に相談しやすいように周知する。
- ④ 日常的に児童の様子に目を配り、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。

- ⑤ 児童の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。
- ⑥ 養護教諭と担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめる。
 - イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その子の立場に立って話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応するとともに記録をとる。
 - ウ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ② いじめの事実確認と報告
 - ア いじめ防止等対策委員会が中心になり、いじめの事実確認を行う。校長は、その結果を教育委員会に報告する。
 - イ 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
 - ウ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談することも含め適切に対処する。
- ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
 - ア いじめられた児童や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
 - イ いじめた児童に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用して、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
 - ア いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の職員が連携し、心理士や福祉等の専門家等の外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止策を講じる。
 - イ 事実関係聴取後、迅速に保護者へ連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して適切に行うとともに、保護者への継続的な助言を行う。
 - ウ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、責任を自覚させる。
 - エ いじめた児童が抱える問題など、その背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮するとともに、個人情報扱い等、プライバシーには十分に留意して対応にあたる。
- ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ
 - ア いじめをとめることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。
 - イ はやしたてる行為は、加担する行為であることを理解させる。
 - ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
 - エ いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。
 - オ いじめられた児童の立場になり、その辛さを共有し、いじめは決して許されないという毅然とした指導を行う。
- ⑥ いじめの解消の組織的な見極め
 - ア いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
 - イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ウ 少なくともア・イの条件が満たされたとき、いじめの解消とするが、解消状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

⑦ インターネット上でのいじめへの対応

- ア ネット上にアップロードした画像や動画等の情報は無制限に拡散し、その後に消去することが極めて困難である。児童にはそうした行為がいじめの被害者にとどまらず学校や家庭・社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすことを理解させる。
- イ ネット上のいじめは、名誉毀損や侮辱罪、損害賠償請求の対象となり得ることや、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- ウ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。また、ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除させる。
- エ 児童がインターネット等を使用する上での家庭のルールをつくったり、フィルタリングの設定を行ったりすること等について保護者に協力を求める。

(4) 教育相談体制

- ① 毎月の「さくらアンケート」等の実態により、教育相談を実施する。
- ② いじめの初期の段階で、スクールカウンセラーによる教育相談を実施する。

(5) 児童が主体となる取組

- 児童自らがいじめ問題について学び、主体的に考え、いじめ防止を訴えらるるよう推進する。
- ① 運営委員会が中心になってあいさつ運動を始め、望ましい集団活動になるように代表委員会で話し合っていじめ撲滅を主体的に取り組めるようにする。
 - ② 思いやり委員会を中心に、月の生活目標や人権旬間に位置づけていじめ撲滅や人権意識の高揚に取り組めるようにする。
 - ③ 縦割り班活動を通して、上級生と下級生の交流を図り、リーダーシップ能力や思いやりの心、人間関係力を育成する。
 - ④ 登校班で登下校の安全確保を図るとともに、あいさつや助け合える集団づくりを推進する。

(6) 研 修 — 共通理解・共通実践 —

- ① 「いじめ防止基本方針」をもとに、いじめ防止、実態把握、対策の共通理解を図る。
- ② 本校の実態を踏まえ、現代のいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて研修し、共通理解を図る。
- ③ 毎週1回の「児童を語る会」や児童理解の校内研修等を実施し、各学級の現状や子どもの様子を共通理解することによって、複数の目で子どもたちを守り、いじめ防止、早期発見、早期対応につなぐ。

(7) 地域、コミュニティ・スクール、家庭との連携

- ① 本校のいじめ防止基本方針等について、PTA総会や学校便り等を通して家庭や地域からの理解を得られるようにする。
- ② 家庭訪問や学校やPTA行事を通して、保護者間の交流を図り親睦を深める。
- ③ コミュニティ・スクール、区長会や民生委員会など連携を図って、児童の健全育成に努める。
- ④ 南阿蘇中学校校区のPTA連絡協議会を通して、1中5小の連携を図る。

(8) 重大事態への対応

- ① 重大事態の発生と報告
重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに教育委員会に報告する。
- ② 重大事態に対する調査及び組織

ア その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。

イ 調査は、教育委員会と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。

ウ 調査の方法については、国の基本方針や「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を十分参考にする。さらに、調査用紙等については、あらかじめ「附属機関」で準備されたものを使用する。

③ 調査結果の報告

ア 学校は、その事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、調査結果を教育委員会を通じて、村長に報告する。

イ 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童や保護者に対して説明する。

5 取組の評価等（PDCAサイクルについて）

(1) 学校評価の「豊かな心をはぐくむ教育の推進」で「いじめや問題への対応」の評価を実施し、改善に生かす。

(2) 「きずなアンケート」等の集計結果を踏まえて取組の改善に生かす。

(3) 学期ごとに目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に取り組む。